



2026年4月23日

各 位

株式会社CAICA DIGITAL
代表取締役社長 鈴木 伸
(コード番号：2315 東証スタンダード)
問合せ先：
代表取締役副社長 山口 健治
Tel 03-5657-3000 (代表)

誹謗中傷行為に対する当社の対応について

当社は、インターネット上の掲示板やSNS等において、当社および当社関係者に対する誹謗中傷にわたる違法な投稿について、看過することなく、必要に応じて法的措置を含めた対応を行っております。

このたび、当社に対する投稿を行う者による公表資料等で「深見が脅迫した」旨の事実無根の投稿に端を発して、当社の掲示板における当社深見取締役に対する悪質な投稿について、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律に基づく発信者情報開示請求を行い、当該投稿者を特定し、損害賠償請求訴訟を提起した結果、当社深見取締役の主張が認められ勝訴判決が確定しております。なお、本件発端となった投稿については、その内容が真実に反するものであることを裏付ける録音データが存在しております。

特に、本件に関連して発信された深見取締役に関する情報の中には、その内容や表現方法が掲示板投稿者において慎重さを欠くものがあり、その影響の大きさに鑑みれば、情報発信の在り方として問題があったものと認識しております。

本件においては、

- ・投稿内容が当社関係者の社会的評価を低下させていること
- ・投稿内容が真実に反すること
- ・意見論評の箇所について、意見論評の域を逸脱していること

が裁判所において認定され、当該投稿が不法行為に該当すると判断されております。

これらの投稿は、深見取締役の社会的評価および信用を著しく低下させるものであり、当社としても重大な名誉毀損行為であると認識しております。本件訴訟においても、当社関係者に対する投稿が名誉毀損に該当することが認められており、深見取締役の名誉が毀損されたものであることが明らかとなっております。

当社は、深見取締役を含む当社関係者の名誉および信用を守る観点から、今後もこのような虚偽情報の拡散に対して厳正に対処してまいります。

当社および深見取締役は、本件の一連の投稿により名誉が毀損されたものと認識しており、その名誉の回復に向けた対応についても、今後適切に取り組んでまいります。

インターネット上での発言についてのお願い

当社は、健全な議論や建設的な意見表明そのものを否定するものではありません。
一方で、以下のような行為は、法的責任を問われる可能性があります。

- ・対象者の社会的評価を低下させる虚偽の内容の投稿
- ・意見論評が対象者の社会的評価を低下させ、意見論評としての域を逸脱する内容の投稿
- ・個人の人格を攻撃・否定して侮辱する内容の投稿

インターネット上の投稿は、匿名であっても発信者が特定され、民事上の損害賠償責任や、場合によっては刑事責任を負う可能性があります。

今後の対応方針

当社は今後も、誹謗中傷にわたる違法な投稿が確認された場合には、発信者情報開示請求や損害賠償請求等の民事上の法的措置に加え、投稿内容や態様に応じて、警察への相談・告訴を含む適切な対応を行い、毅然とした姿勢で臨んでまいります。

一方で、すべての利用者の皆様が、ルールとマナーを守り、節度ある表現のもと、安心して情報発信や意見交換ができる環境が維持されるように、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

引き続き、当社へのご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上